

平成24年11月12日
郡山国道事務所

特殊車両と過積載車両の指導・取締りを実施します

郡山国道事務所では、猪苗代警察署と協力し「特殊車両」と「過積載車両」の指導・取締りを実施します。

無許可、許可違反の特殊車両や過積載車両に起因する事故は、その被害の大きさから社会的にも大きな影響を及ぼすものです。

この指導・取締りは、そのような事故の発生を未然に防ぎ、併せて特殊車両通行許可制度の普及啓発及び違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。

実施日時 平成24年11月13日(火) 10:00~12:00

実施場所 猪苗代車両検測所(国道49号 猪苗代町大字潟字出戸墓目地内)

実施場所位置図



指導取締りの状況



【記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ】

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所

技術副所長 横山 修司 (よこやま しゅうじ) 内線205

管理課長 岩淵 誠 (いわぶち まこと) 内線431

郡山市安積町荒井字丈部内28-1

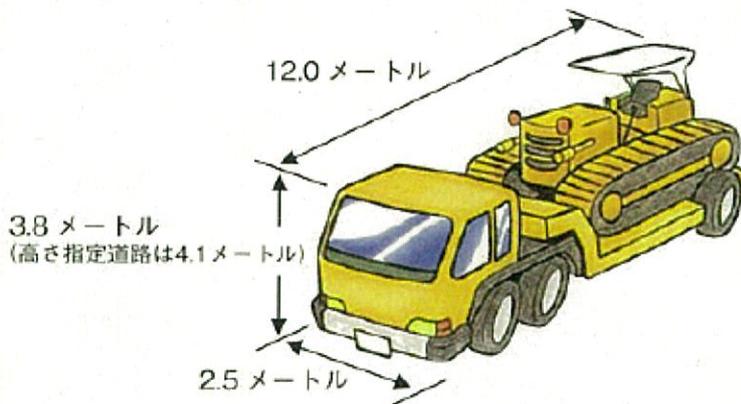
TEL. 024(946)0333 (代表)

道路は、一定の構造基準により作られています。
そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

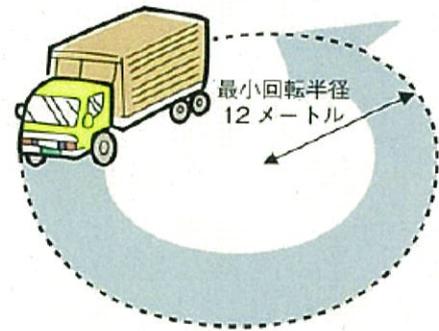
この最高限度のことを「**一般的制限値**」といいます。(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

一般的制限値とは？

車両の幅、長さ、高さ



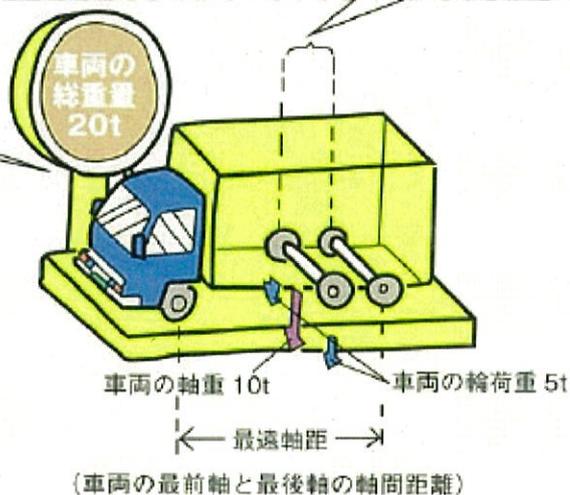
車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 18トン (隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満)
- 19トン (隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下)
- 20トン (隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上)

高速自動車国道又は、
重さ指定道路は25.0トン

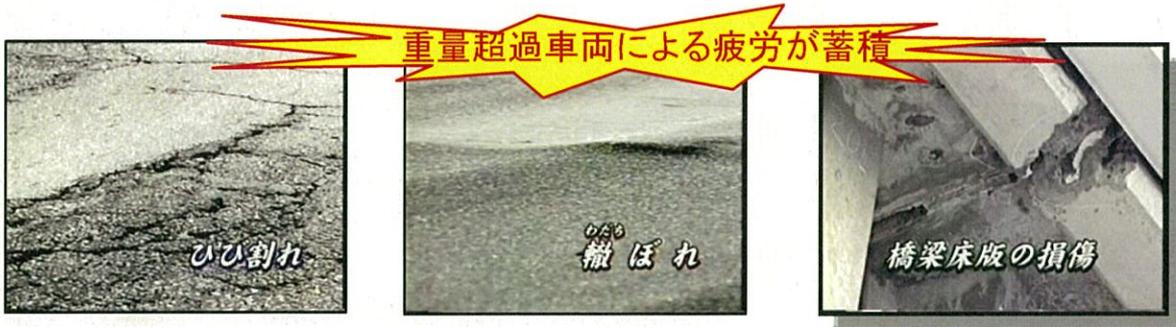
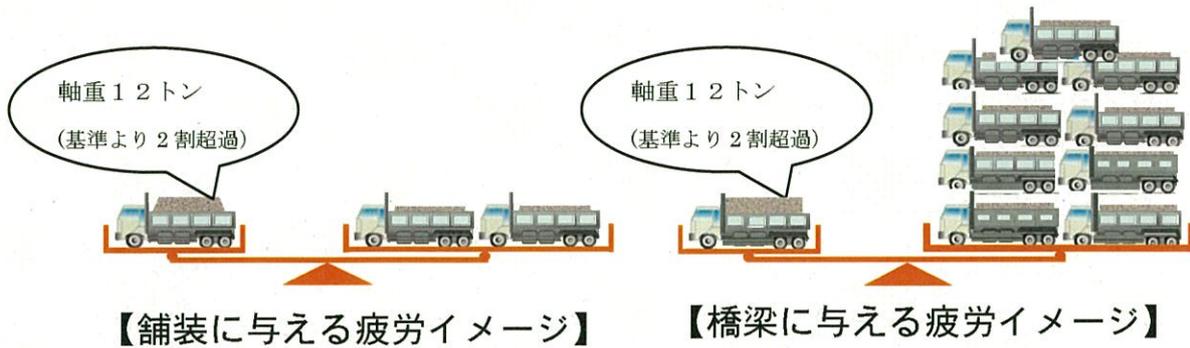


上記のうち、1つでも制限値を超えていれば「**特殊車両**」となり
通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

特殊車両が道路に及ぼす影響

重量超過車両の通行による、道路への疲労の蓄積は、舗装や構造物に及ぼす影響が大。

大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分、橋梁に対しては約9台分の疲労が蓄積。



特殊車両の事故による影響

平成24年6月発生。
セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突。
約2時間30分の通行規制。歩道橋階段の損傷。

